

平成23年度 第3回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成23年6月20日(月)14時30分から15時12分

2、開催場所：西宮市役所東館7階701会議室

3、出席委員(12人)

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	野口 照之
委員	4番	ざこ 宏一
	6番	坂口 文孝
	8番	辻本 悟
	9番	中松 實
	10番	宮本 清次
	11番	木田 佳文
	12番	田中 勇
	13番	大前 輝雄
	14番	岡本 久一
	15番	吉井 律

4、欠席委員(3人)

3番	上田 さち子
5番	直井 勇治
7番	茶谷 一

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第8号 非農地証明書交付の件

議案第9号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件

議案第10号 農業委員会委員の辞任につき同意を求める件(追加議案)

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第12号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第13号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日、3番上田委員、5番直井委員、7番茶谷委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は8名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、13番大前輝雄委員、14番岡本久一委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願ひします。

議長 以上で日程第1を終わります。

議長 これより日程第2、議案案件に入ります。

事務局 まず、議案第8号「非農地証明書交付の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

議長 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第8号「非農地証明書交付の件」2件でございます。併せて裏面地図をご覧ください。

【議案8号を議案書をもとに朗読】

議長 なお、申請書より昭和21年頃より農地でなくなっているとのことでしたが、6月7日に農業委員2名と事務局職員が、また別途地元委員による現地調査を実施しており、その際、いずれの農地も現況は山林化していることを確認しております。

議長 また、いずれの申請農地も森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である場合と認められることから、西宮市農業委員会事務取扱要領第9条の規定に基づき非農地証明を交付しようとするものであります。

議長 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、地元委員の説明をお願いします。

12番(田中) 田中委員にご説明をお願いします。

議長 議案第8号について説明いたします。

申請地は、市立上ヶ原中学校の西北西、約300メートルのところであり、五月ヶ丘と上ヶ原10番町との町界の谷あいにあります。樹齡は50年以上の雑木林でなかば原野化し、農地に戻し難い状況であると言えます。

つきまして、非農地証明願いのとおり証明書を交付しても問題無いと考え
ます。

議 長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

議 長 なければ、議案第 8 号「非農地証明書交付の件」につきましては、ご承認
いただくことにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第 8 号につきましては、証明書
を交付することといたします。

議 長 次に議案第 9 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る主た
る従事者証明書交付の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお
願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。議案書の 2 ページ 1 件でございま
す。議案第 9 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る主たる
従事者証明書交付の件」でございます。次にとおり農業委員会に対して証明
書の交付申請がなされたので、証明書交付の可否につきまして決定を求める
ものです。

【議案 9 号を議案書をもとに朗読】

なお、当事者の■■■■■さんは、平成■■■年■■■月■■■日に享年■■■歳で
お亡くなりになり、子である■■■■■さんが当該農地を相続することになり
ましたが、他にも 3 筆で 3.3 アール（約 3 反）程の農地を耕作しており、
今後相続した農地を維持管理することが困難なため、生産緑地法第 10 条の
規定に基づき、市長に対して生産緑地の買い取りを申し出をするにあたり、
同法の規定に基づき、農業委員会に対して当事者の■■■■■さんが、当該生
産緑地農地に係る農業の主たる従事者に該当することについて証明書の交
付申請がなされたものでございます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。

10 番（宮本） 宮本委員にご説明をお願いします。
議案第 9 号について説明いたします。
上大市 4 丁目の申請農地は、添付地図でもお解かりいただけたと思います
が、国道 171 号上大市 4 丁目交差点の北北東、約 150 メートルのところ
にあります。
当該農地は、田植えも終わり耕作地として適性に管理され農地として幹旋

議 長 できる状態にあります。
 地元委員の説明は終わりました。
 本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 なければ、議案第9号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、証明書を交付することとしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第9号につきましては、証明書を交付することといたします。

議 長 それでは、これより報告案件に入ります。
 まずは、報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3ページ1件でございます。
【議案書朗読】
 当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、書類を受理しましたのでご報告します。
 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書4ページ3件でございます。
【議案書朗読】
 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第11号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第 11 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」
 でございますが、議案書 5 ページ 2 件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
 委員一同 (発言なし)

議長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第 12 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第 12 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案書 6 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

申請地は 5 月 16 日に現地調査をした結果、水稻の作付け準備をされていることを確認しました。申請人は年 90 日農業従事しており中心的な存在であります。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
 委員一同 (発言なし)

議長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、報告第 13 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第 13 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書 7 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

5 月 16 日の現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
 委員一同 (発言なし)

議長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 続きまして、追加議案に入ります。

議案第 10 号「農業委員会委員の辞任につき同意を求める件」を上程いたします。

本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 24 条第 1 項及び、農業委員会会議規則第 10 条の規定により、ざこ委員が除斥の対象になりますのでご退出をお願いします。なお、ざこ委員と同じく辞任願いのあった上田委員は、市議会の関係上、本委員会を欠席されていますことを申し添えておきます。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
議長

【議案 10 号を追加議案書をもとに朗読】

事務局の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

なければ、議案第 10 号「農業委員会委員の辞任につき同意を求める件」につきましては、同意することにしてご異議ございませんか。

委員一同
議長

(異議なし)

異議なしとのことですので、議案第 10 号「農業委員会委員の辞任につき同意を求める件」につきましては、同意することに決定いたします。

(ざこ委員入室)

議長

ただいま、議案第 10 号「農業委員会委員の辞任につき同意を求める件」につきましては、同意することに決定いたしましたのでご報告申し上げます。

(会長挨拶)

議長

それでは辞任されるざこ委員一言ご挨拶をお願いします。

4 番(ざこ)

(ざこ委員挨拶)

議長

以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。